

9 生徒指導

(1) 生徒指導の定義

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものである。

（生徒指導の定義）

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

(2) 生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

その目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要であり、児童生徒が深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが重要である。

（生徒指導の目的）

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

(3) 生徒指導の実践上の視点

これからの児童生徒は、少子高齢化社会の出現、災害や感染症等の不測の社会的危機との遭遇、高度情報化社会での知識の刷新やICT活用能力の習得、外国の人々を含め多様な他者との共生と協働等、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応することが求められる。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切である。

① 自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

② 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる

相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要である。

③ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

④ 安全・安心な風土の醸成

互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

(4) 生徒指導の構造

令和4年12月改訂の生徒指導提要には、生徒指導を、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から「2軸3類4層構造」に分類し、重層的支援モデルが示されている(図1)。このモデルは生徒指導の構造を視覚的に捉えやすいため、教職員間の共通認識の形成に役立つことが期待できる。

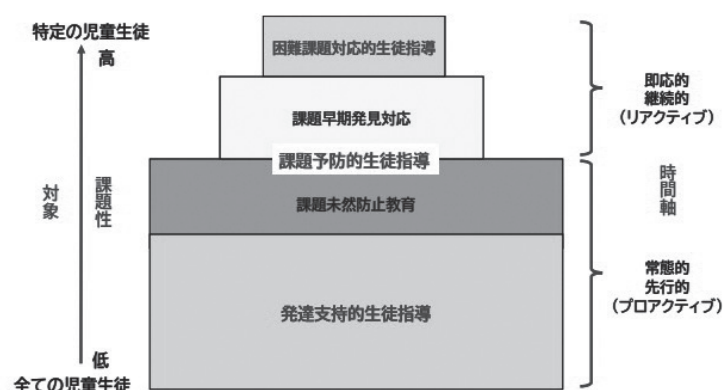


図1 生徒指導の重層的支援構造

① 生徒指導の2軸(児童生徒の課題への対応の時間軸に着目)

ア 常態的・先行的(プロアクティブ)生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育は、積極的な先手型の常態的・先行的(プロアクティブ)生徒指導と言える。

イ 即応的・継続的(リアクティブ)生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導は、事後対応型の即応的・継続的(リアクティブ)生徒指導と言える。

② 生徒指導の3類(課題性の高低と対応の種類から分類)

ア 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支える。

イ 課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む。

ウ 困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う。

③ 生徒指導の4層（生徒指導の対象となる児童生徒の範囲を分類）

ア 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

イ 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施。

ウ 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりする等、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し対応。

エ 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う。

(5) 児童生徒理解及び集団指導と個別指導

① 複雑な心理・人間関係の理解

生徒指導の基本は、教職員の児童生徒理解である。しかし、経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しく、授業や部活動等で、日常的に児童生徒に接していても、児童生徒の感情の動きや児童生徒相互の人間関係を把握することは容易でない。また、スマートフォンやインターネットの発達によって、教職員の目の行き届かない仮想空間で、不特定多数の人と交流する等、思春期の多感な時期にいる中学生や高校生の複雑な心理、人間関係を理解するのは困難である。したがって、いじめや児童虐待の未然防止においては、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となる。

② 観察力と専門的・客観的・共感的理解

児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右し、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、スクールカウンセラー（以下、SC）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。

③ 児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性

的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員が互いに理解を深めることが大切である。児童生徒や保護者が、教職員に対して信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では広く深い児童生徒理解はできず、児童生徒や保護者に対して教職員が積極的に生徒指導の方針や意味等について伝え発信し、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要がある。

④ 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を

身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われる。そのためには、教職員は児童生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要である。

(6) チーム学校による生徒指導体制

チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されている。チーム学校として機能するためには、教職員同士はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが重要である。しかし、知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士が関係性を築いていくのはそれほど簡単ではなく、専門性に由来するそれぞれに特有の文化やものの見方を互いに理解し、考え方や感じ方の溝を埋めなければならない。したがって、学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家等、学校に関係する人々に次のような姿勢が必要となる。

① 一人で抱え込まない

一人でやることには限界がある。一人で仕事をこなさなくてはという思い込みを捨てて組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになる。

② どんなことでも問題を全体に投げかける

些細なことでも、学年会や校務分掌の会議、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切である。

③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる

トップダウンのピラミッド型組織ではなく、情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校の内外につくることが求められる。その際、連携した行動の核となる司令塔（コーディネーターの役割を果たすミドルリーダー）の存在があってはじめて、役割分担に基づく対応が可能になる。学校規模、学校種、地域性等の実情に応じて、複数の教職員が連携して核になるという方法も考えられる。

④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

思い込みや独善を排するためには、常に自分たちの考えや行動を自己点検する必要がある。しかし、一人で内省的に振り返りを行うことには限界がある。同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になる。

(7) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実践

教育相談、キャリア教育、特別支援教育は、生徒指導と同様に児童生徒に対する指導・援助を行う分野として学校内の校務分掌に位置付けられ、それぞれに教育活動を展開している。いじめや暴力行為、非行は生徒指導、不登校は教育相談、進路についてはキャリア教育（進路指導）、障がいに関することは特別支援教育が担う、というように縦割りの意識と分業的な体制が強すぎると、複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒への適切な指導・援助を行うことが阻害されてしまう状況も生じかねない。児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくることが求められる。

担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセ

スメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がる。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠である。

(8) 学校における教育相談の充実

① 教育相談の基本的な考え方と活動の体制について

中学校学習指導要領解説（特別活動編）によれば、「教育相談は、一人一人の児童生徒の教育上の問題について、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、一対一の相談活動に限定することなく、全ての教員が生徒に接するあらゆる機会を捉え、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」とされている。

また、生徒指導提要によれば、「教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通しています。ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向があります。」とされている。

この発想の違いにより、指導・援助の方法について、毅然とした指導をすべきなのか、受容的な援助をすべきなのかというような意見の違いがあることも予想される。しかし、「教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要です。」と、生徒指導提要にはある。そのために、教職員には、次のような姿勢が求められる。

【参考】＜「生徒指導提要」（令和4年12月）より＞

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

また、教育相談は学校内外を問わず、連携に基づくチームの活動として進める。これは生徒指導と同じである。その時にチームの要となるのが、教育相談コーディネーターである。

校内チーム	・チームとして活動する時、校長の指揮監督の下にあるメンバーで構成される校内チームが基本。校内チームは、目的によって次の2種類に分類される。 ① 臨機応変に支援を実施するために、比較的少人数の支援チーム →担任とコーディネーター役の教職員（教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭など）を中心に構成される。 ② 児童生徒理解や支援方針についての共通理解を図ることを目的とした、比較的多様なメンバー会議 →例えば、生徒指導部会、教育相談部会、スクリーニング会議、ケース会議など。教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などに、SC、SSWを加え、さらに、学年主任や生徒指導主事などの各分掌の主任なども含む。 ・少人数で動く支援チームの場合は、その役割を尊重し、情報を共有しながら一定の裁量を認めることで、臨機応変に行うことができる。 ・発達支持的生徒指導や課題未然防止教育の観点で開かれる会議においては、教育相談コーディネーターやSC、SSWが参加し、ニーズを検討したり、必要な活動を一緒に考えたりして、年間計画を立てることも重要。
学校外の専門機関などと連携したチーム	・児童生徒の支援を目的に活動をしている、学校外の団体や施設の活動に関する様々な情報を把握。地域と連携し、校外ネットワークを活かしたチーム支援を進めることも大切。 ・緊急性の高い事態が発生し、校内だけでは対応が難しい場合、管理職を含めたケース会議を開催。外部機関との連携の可能性も考える。情報の齟齬により、ケースの対応にずれが生じないように、外部との連絡なども含め、情報を教育相談コーディネーターが一元的に管理。校内体制を整え、教育相談コーディネーターが自由に動けるようにする。 ・連携を進めるに当たり、SCやSSW、医師、警察官などは、それぞれの職能団体が定めた倫理綱領や法によって守秘義務を負っている。守秘義務については、相互に理解し尊重することが必要。 ・児童生徒の指導や援助を進めるにおいて、情報の共有は欠かせない。通告の義務が生じる場合もあるため、守秘義務を理由が支援の妨げにならないように、チームのメンバーは必要な情報共有を行うという意識を持つこと。チームで指導や支援を進める際には、必ず守秘義務が発生する。違う者同士がチームを組むとしても、チーム内での守秘義務が徹底されれば、良好な連携・協働を進めることができる。

【参考】「生徒指導提要」（令和4年12月）

第3章 チーム学校による生徒指導体制より

② 教育相談活動の全校的展開について

教育相談活動の全校的展開については、「発達支持的教育相談」「課題予防的教育相談：課題未然防止教育」「課題予防的教育相談：課題早期発見対応」「困難課題対応的教育相談」の4つがあげられる。以下は、「生徒指導提要」（令和4年12月）「第3章 チーム学校による生徒指導体制」「3.3 教育相談体制」「3.3.2 教育相談活動の全校的展開」からの抜粋である。

(1) 発達支持的教育相談

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言えます。個別面談やグループ面談などの相談活動だけでなく、通常教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要です。例えば、特別活動では、「望ましい人間関係の形成」、「協働的な問題解決能力の育成」などを目的とする活動が行われます。教科学習においても、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることのできる学びが実施されます。こうした活動の発達支持的な側面に着目し、教育相談の考え方を意識しながら教育実践を行うことが求められます。

(2) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

「課題予防的教育相談」は大きく二つに分類できます。第一は、全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談です。第二は、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談です。両者とも「課題予防的教育相談」として分類されます。前者の例としては、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、ＳＣの協力を得ながら、生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任などを中心に実践する取組などが挙げられます。

(3) 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

一方、後者の例としては、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などを挙げることができます。具体的には、次のような取組を行います。

① 早期発見の方法

早期発見の方法として、代表的なものに「丁寧な関わりと観察」や「定期的な面接」、「作品の活用」、「質問紙調査」が挙げられます。危機的な状況に置かれていても、その状況を適切に表現出来ない児童生徒も少なくありません。したがって、児童生徒が危機のサインを表出するのを待つだけではなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢を持つことが大切です。

具体的には、「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するように努めます。以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められます。

- ・学業成績の変化（成績の急低下など）
- ・言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わるなど）
- ・態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばりなど）
- ・身体に表れる変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱など）

「定期相談」は、5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。面接に当たっては、受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要です。

「作品の活用」も有効です。児童生徒の日記、作文、絵などは、そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいます。気になる作品などがあれば、写真におさめて記録に残したり、他の教職員やＳＣと一緒に検討したりすることも大切です。

「質問紙調査」は、観察や面接などで見落としした児童生徒のＳＯＳを把握するために有効な方法と言えます。観察では友人関係に問題がないと思われていた児童生徒へのいじめが発覚し、改めて質問紙調査を確認すると実は課題が示されていたという事例も見られます。観察などと組み合わせた質問紙調査を行うことで、より深い児童生徒理解が可能になります。

② 早期対応の方法

「早期対応の方法」として、代表的なものに「スクリーニング会議」や「リスト化と定期的な情報更新」、「個別の支援計画」、「グループ面談」、「関係機関を含めた学校内外のネットワーク型による支援」が挙げられます。

「スクリーニング会議」は、教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議です。

この会議では、悩みや不安を抱える児童生徒を広く網に掛けるようにスクリーニングします。会議で取り上げることによって、児童生徒のリスク要因を理解し意識的に見守る教職員の目が増えます。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数などスクリーニングにかける際の基準を決めておくことと、学級・ホームルーム担任以外も対象の児童生徒を認識しておくことが重要です。そうすることで、学級・ホームルーム担任の抱え込みなどによる支援の遅れを防ぐことができます。

「リスト化と定期的な情報更新」は、身体面、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる児童生徒を全てリスト化し、定期開催される「スクリーニング会議」で確認し、リストの情報をアップデートすることです。アップデート自体が早期発見について高い効果を持ち、何らかの問題が生じたときにも、豊富で正確な情報に基づく的確な介入が可能になります。その中でも特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒は、「ケース会議」に付託され、必要に応じてチーム支援が実行に移されることになります。

「個別の支援計画」（注：ここで述べる個別の支援計画とは、特別支援教育における「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」とは異なるもので、援助ニーズの高い児童生徒に対して作成することが望まれるもの）は、「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒について、アセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものです。特定の様式はないが、各都道府県教育委員会などでも試作されているので、参考にしながら各学校で使いやすいものを作成することが求められます。

「グループ面談」は、「進路に関する悩み」や「ＳＮＳについて」、「数学が分からない」などの特定のテーマで対象者を募集したり、家庭状況や、欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施します。内容だけでなく、グループ面談を通じた人間関係形成が、問題の未然防止に高い効果をもたらします。

「関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援」は、各学級に一定数いるリスクの高い状態にある児童生徒（例えば、医療的ニーズや福祉的ニーズがある、保護者が精神疾患を抱えている、虐待や不適切な養育下にあるなど）に対して、相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる居場所を見つけ、確保することを意味します。例えば、学校内においては、「教育相談週間」を設定し、児童生徒が担任以外にも希望する教職員と面談できるようにし、学校内で相談できる対象者を広げられるようにする取組が考えられます。相談室・保健室・図書室・校長室などを居場所とする取組をしている学校もあります。また、学校外には、学習支援、集団遊び、生活支援、食事の提供などに取り組む放課後等デイサービスや公民館、民間団体などがある。ＳＳＷと連携して、地域の社会資源を活用するためのネットワークを構築することも重要です。

(4) 困難課題対応的教育相談

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とします。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、ＳＣやＳＳＷの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指します。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要です。

なお、学校・ホームルーム担任が自らの指導力不足であるという責任を感じて追い込まれている場合も見られますので、学級・ホームルーム担任を支える観点も不可欠です。しかし、そのことは、学級・ホームルーム担任の代わりに他の教職員や専門家が全てを引き受けるということではありません。あくまでも負担軽減を図ることで、学級・ホームルーム担任としての自負心を傷つけずに、必要な役割を果たせるように支えることが目的です。

【抜粋】「生徒指導提要」（令和４年12月）

第３章 チーム学校による生徒指導体制より

③ 学級・ホームルーム担任が行う教育相談

生徒指導提要にあるように、教育相談は、「全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動」である。また、「教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけ」でもある。普段から、信頼関係を築いておくと、いざ何事かが生じたときでも、問題解決が比較的円滑に進むことが多い。

ア 児童生徒との関係

児童生徒一人一人の「良いところを常に発見する」という姿勢で積極的な関心をもち、児童生徒理解を図るよう心掛ける。児童生徒との小さな関わりや短いやり取りでも、児童生徒の心に深く響くことがある。例えば、休み時間や清掃時間、給食時間、教室、廊下、校庭、職員室、部活動の指導場面、学校行事場面、登下校途中、こうしたあらゆる機会を教育相談に生かす。

イ 保護者との情報共有

支援対象となっている児童生徒や保護者との密接な情報共有が、効果的な実践や信頼関係の基盤となる。保護者は子供の教育の第一義的な責任者であり、家庭が子供に与える影響は大きなものがある。学校は保護者との関係づくりを進め、家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠である。教員からその児童生徒についてのプラスの情報を伝えることで、保護

者自身も知らなかった児童生徒の「良いところ」を教員から教えられることは、保護者にとってうれしいことであり、そのことが信頼関係につながる。

また、学級・ホームルーム担任として教育相談を行うためには、「問題を解決する」「問題を未然に防ぐ」「心の発達をより促進する」などのスキルが必要である。

また、教育相談的働きかけをより有効に展開するためには、保護者との協力関係、校内の様々な教職員との連携が欠かせない。

ウ 実態を更に明確に把握する

教育相談は、児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言っても過言ではない。教育相談におけるアセスメント（見立て）が重要になってくる。生徒指導提要にも、「理解の側面を抜きにした指導・援助は、働きかけの幅が狭くなり、長い目で見た時の効果が上がりにくくなる」と言われている。「例えば、すぐに暴力をふるう児童生徒に対する指導において、どうしてその児童生徒が暴力に訴えるのかという『理解』をせずに一方的な働きかけをしても、問題の根本的解決に至ることは難しいから」である。児童生徒理解とは、適切な指導・援助を計画し実践することを目指し、児童生徒一人一人に対して「学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境についての情報を収集し、分析するためのプロセス」（生徒指導提要より）を意味している。

担任を中心に、他の教員や多職種の専門家、関係機関も含めたチームとして多面的なアセスメントに基づいて役割分担をすると、指導・援助の幅や可能性が広がる。また、多職種の専門家との連携することで、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、より良い解決の方向性を見いだしたりすることもできる。異なる専門性に基づく発想が重なり合うことで、さらなる支援方法も見いだされる。

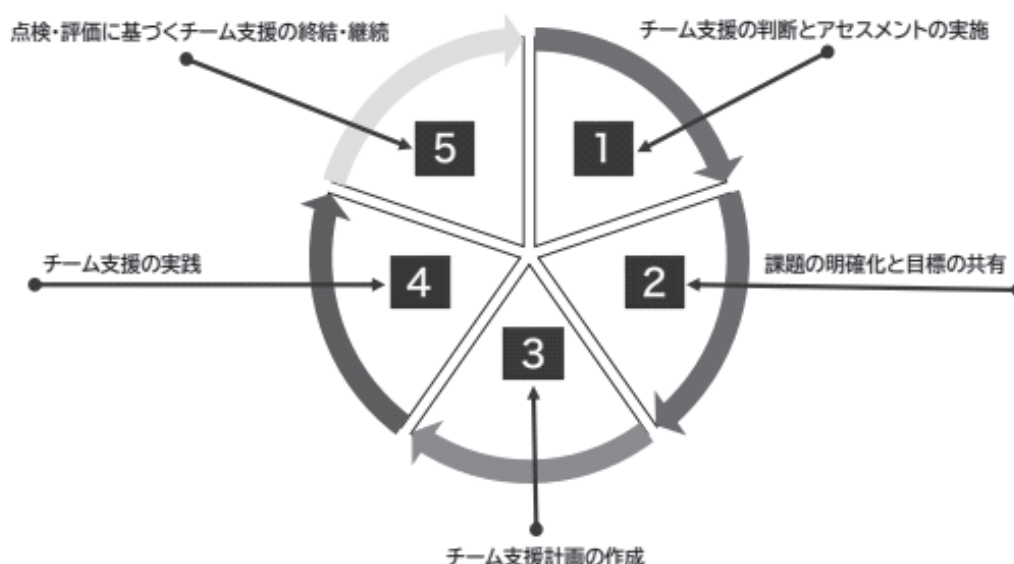


図2 【参考】「生徒指導提要」（令和4年12月）より「チーム支援のプロセス」（困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合）

チーム支援の判断とアセスメントの実施については、生徒指導提要に、次のようにある。「アセスメントには、多種多様な方法がありますが、その中でも、心理分野・精神医療分野・福祉分野などで活用されているアセスメントの方法として、生物・心理・社会モデル（以下『BPSモデル』という。）によるアセスメントを挙げることができます。

B P S モデル (Bio-Psycho-Social Model) では、児童生徒の課題を、生物学的要因、心理学的要因、社会的要因の3つの観点から検討します。例えば、不登校の児童生徒の場合、『生物学的要因 (発達特性、病気など)』、『心理学的要因 (認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティなど)』及び『社会的要因 (家庭や学校の環境や人間関係など)』から、実態を把握すると同時に、児童生徒自身のよさ、長所、可能性などの自助資源と、課題解決に役立つ人や機関・団体などの支援資源を探ります。」

「指導・援助は中・長期的に継続されていくものであり、長期目標 (最終到達地点) と、それを目指すスモールステップとしての短期目標が必要になります。状況に応じて、短期目標を修正したり、次のステップへと進めたりするため、ケース会議は継続的に行われるものであることを共通理解しておくことも大切です。」

このように、チーム全員でアセスメントから課題を明確化し、具体的な目標や方針を共有し、チームのメンバーそれぞれの専門性や得意分野を生かした役割分担を行う。「その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か」「どうやってそれを届けていくか」を決定するのもケース会議です。

エ 自主的な相談への対応の仕方

児童生徒から自主的に相談に来る場合がある。十分な時間が取れないときは相談に使える時間を伝え、短い時間でも対応する。その際は、時間的ゆとりがあるときに、また相談に乗ることを約束する。

また、「相談したい、時間をとってほしい」と言っていたのに、いざ話を聞こうとすると沈黙が続く場合もある。教員が教育相談で用いるカウンセリングにおける「聴き方」の基本技法を挙げる。これらの技法を組み合わせるすることで、児童生徒が「話を聴いてくれる」と感じることができる。

<教育相談で用いるカウンセリング技法>【参考】「生徒指導提要」(平成22年3月)より

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、歓迎する言葉かけや心をほぐすような言葉かけを行ったりする。 例:「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾け、よくうなずき、受け止めの言葉を発する。時にこちらから質問する。 例:「うん」「そうか」「大変だったね」
受容	反論や批判したくなる気持ちを脇に置いて、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞く。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信をもって話すようになる。 例: 児童生徒「もう少し強くなりたい」教員「うん、強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくない。少しでも感情の表現が出て時には、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援する。 例: 児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」教員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝う。 例:「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」

質問	話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問する。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出す。 ----- 例：「君としては、これからどうしようと考えている？」 「今度、同じことが生じた時、どうしようと思う？」

教育相談は、特定の教員だけが相談室のように特定の場所で行う性質のものではない。児童生徒自身が、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を構築したり、生活によく適応したりしながら、自己理解を深め、人格の成長の援助を図ることができるよう、あらゆる教育活動の実践の中で働きかけることが、教育相談である。

(9) いじめ問題に対する指導

① 「いじめ」の定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

「いじめ」は、意識的あるいは無意識に、自分の欲求不満を解消する手段として、遊びと同じような気持ちで教員や保護者の目に付かないように行われる。しかも、ほとんどが学校、学級・ホームルーム内で行われる。

手段としては、「言葉での脅し」「からかい」「持ち物隠し」「仲間外し」「無視」「暴力」「たかり」「おせっかい」「金品の強要」など多様であり、いずれも相手の心に深い傷を与える例が多い。また、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやパソコンなどの介在により一層見えにくいものになっているので、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないように日頃から心掛けておくことが大切である。

「いじめ」に関わる児童生徒の集団は、いじめる側といじめられる側という関係だけでなく、いじめられたくないためにいじめる側に加わる者、制止することなく黙認している者、知らん顔をしている者、「やめろ」と呼び掛け制止しようとする者など様々である。

② 行為としての問題点

ア 「いじめ」によって人権が侵害され、不登校などの行動を生む可能性がある。

イ 組織的な金品の強要や暴力が、より大きな問題行動に発展する可能性がある。

ウ いじめる側が、行動を正当化しようとすることがある。

エ 固定化された学級・ホームルーム集団の中で発生することが多い。

オ 友人間での人間関係の問題が、人格形成によくない影響を及ぼす可能性がある。

③ 指導上の留意点

ア 問題が表面化しにくいいため、事態の進行に気付かない場合がある。常に、教員が児童生徒の学校生活を観察しながら、「いじめ」の言動などを見過ごさないようにしなければならない。

イ いじめられる側からのサインや訴えを軽く捉えてしまったために対応が遅れ、事態が深刻化する場合がある。

ウ 指導を誤ると事態は更に深刻化し、新たな「いじめ」や非行の原因につながる場合がある。
いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて安全確保に努めることが重要である。

④ 基本的対応（「いじめ」を起こさないために）

「いじめ」の発生を防ぐためには、教員に「いじめ」を人権問題として捉える教育観の確立が求められている。そして、「いじめ」のサインにいち早く気付く鋭い感覚をもち、積極的に「いじめ」を認知するとともに、「いじめ」を許さない支え合う仲間づくりに努めなければならない。

また、「いじめ」の発見・通報を受けたときは、一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」と直ちに情報を共有する。

ア 教員の取組

- (ア) 「いじめ」は深刻にして重大な問題であることを、全ての教員が自覚し早期発見に努める。
- (イ) 「いじめ」は絶対に許さないという基本姿勢を日頃より示しておく。
- (ウ) 一人一人を大切にし、それぞれのよさを見いだす姿勢を日頃より示しておく。
- (エ) 何でも言える雰囲気づくりをし、耳を傾けて聴き、信頼関係の構築に努める。
- (オ) 「いじめ」に関係した児童生徒の安全を確保し、全ての大人が連携して組織的な対応を行う。
- (カ) 家庭や上司への連絡・相談を行うとともに、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

イ 児童生徒への指導

- (ア) 毎日の一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を通して児童生徒の人間関係を把握し、望ましい関係を育てるための支援を行う。
- (イ) 「人を敬い、いたわる心」や「思いやりの心」を育む学級・ホームルーム集団づくりに努める。
- (ウ) 集団活動を通して、成就感を味わう体験を積み重ねていく。
- (エ) 日頃から友人間で温かい人間関係が育つように支援し、人権尊重の精神^{かんよう}の涵養に努める。
- (オ) 学級の誰もが周囲から認められていると感じ合える学級・ホームルームづくりに努める。
- (カ) 正しいことを奨励し、人を思いやり、勇気をもって不正を正す雰囲気をづくり出す。

ウ 家庭や地域との連携

- (ア) 「児童生徒のために」という点で協力関係を築いていく。
- (イ) 「学校いじめ防止基本方針」の内容を具体的にホームページなどで各家庭や地域に示し、理解と協力を求める。
- (ウ) 児童生徒の発達段階を考慮し、家庭や地域と連携して育てていく努力を継続的に行う。

(10) 不登校児童生徒への指導・支援

不登校は、取り巻く環境によってどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないような配慮が必要なことや、支援に当たっては、不登校児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重しつつ行う必要がある。

また、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意しながら、不登校児童生

徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力する。

不登校は、学校・家庭・社会の様々な要因が複雑に絡み合っているものであり、学校・家庭・社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮しつつ、一致協力して取り組む必要がある。また、学校においては、学級・ホームルーム担任だけでなく、他の教職員やＳＣ、ＳＳＷ等の専門家を含めた「不登校検討委員会（例）」を設置し、日常的に情報を共有するなど、組織的な支援体制を整えることが重要である。

併せて、不登校児童生徒が生じないような誰もが安心して学べることができる魅力ある学校づくりを目指すことや児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること、その取組を充実させ、不登校の未然防止に努めることも重要である。

※連続欠席が３日間になり、正当な理由がない場合、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告する。なお、連続欠席が７日間になり、正当な事由がない場合、管理職は速やかに設置者に通知することとなっている。いずれの段階であっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する。（平成27年３月31日付け通知26文科初第1479号）

※不登校の児童生徒に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に成立・公布、平成29年２月完全施行された。（平成28年法律第105号）

① 不登校の児童生徒と出会ったら

ア 「関わりつつ待つ」姿勢で

今が「待つ」時期なのか、「登校を促す」時期なのか、ある程度の判断ができれば教員も保護者も安心して児童生徒と関わるができる。「（本人や保護者と）関わりつつ（登校するのを）待つ」ことが大事である。本人と会えない場合は、保護者と関わりつつながっておく。

また、養護教諭や管理職にも関わってもらったり、ＳＣやＳＳＷ、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーターなどに相談したり、専門機関につなぐことも考慮する。

イ ケースに応じた支援をする

(ア) 教育的な支援が必要なケース

学習と対人関係でのつまずきや挫折経験があるケース

→教員の専門性を生かした対応と特別支援教育巡回相談員、スクールプロフェッサー（医師・大学教授など）、相談機関、医療機関につなぐ。

(イ) 心理的な支援が必要なケース

児童生徒自身が敏感すぎる心や強い不安感をもっていて、集団生活になじみにくくなるケースと、思春期の特性により、自己への不安や反発から急に葛藤状態になるケース

→ＳＣ、スクールプロフェッサー（医師・公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士など）、相談機関、医療機関につなぐ。

(ウ) 福祉的な支援が必要なケース

家族の問題や経済状態などにより家庭生活そのものが成り立たないために不登校になるケース

→ＳＣ、ＳＳＷ、スクールプロフェッサー（公認心理師・臨床心理士・社会福祉士など）、福祉事務所、こども女性相談センター（児童相談所）、相談機関につなぐ。

(エ) 三つの複合タイプ

最もとりかかりやすいところから対応する。

ウ 学級・ホームルーム担任としての関わり方

学校において、児童生徒は学級やホームルームで多くの時間を過ごすことから、担任の果たす役割は大きい。教員が丁寧に児童生徒や保護者に関わりコミュニケーションを図ること

で、児童生徒を理解していくことができる。

(ア) 児童生徒や家族のことについて情報収集する。

前学年の担任や養護教諭、生徒指導担当や部活動顧問などから情報を集めるとともに、可能であれば、保護者や家族、本人からも、触れてはいけないこと、触れてもいいことをしっかりと把握して、できるだけ多くの情報を収集する。

(イ) 学級・ホームルーム経営を丁寧かつしっかりと行う。

安全と安心をキーワードとした、いつ登校しても居場所のある学級・ホームルームづくりに努め、人間関係づくりやソーシャルスキルトレーニングなどを丁寧かつ計画的に複数回実施する。

(ウ) 学年・学校全体で関わる。

担任一人が抱え込んでしまうことのないように、教員全体で共通理解をもつための時間をとるとともに、学年主任や管理職へ相談できる体制を整える。

(エ) 特別な支援が必要かもしれないという視点をもつ。

特別支援教育のチェックリストを活用し、特別な支援が必要なケースには、特別支援教育コーディネーターと連携して、関係機関や専門家につなぐ。

② 不登校の各段階とその対応

ア 不登校の段階チェックリスト（「段階別不登校対応ハンドブック（改訂版）」参照）

イ 全期を通しての対応のヒント

全期を通して、心掛けたいことは次の三つである。

(ア) うまくいった対応を繰り返す。

(イ) うまくいかなかった対応はやめる。

(ウ) 新たにしてみようと思うことは小出しにして試す。

ウ 段階別の対応のヒント

(ア) 初期の段階

担任は定期的に家庭訪問を行い、保護者との連携を密にし、保護者に寄り添うように話を聞くことが大切である。友達に誘いに行ってもらうこともよい結果を生む場合がある。不登校状態になって、誰よりもつらいのは本人自身であることを忘れてはならない。保護者に無理な登校を求めたり、不安感を強める言葉かけを行ったりしてもいけない。慌てず冷静に児童生徒を理解し、大きな心で包み込むように受け止めることが大切である。また、必要に応じて、SCやSSW、相談機関、医療機関などとの連携を図ることも大切である。

(イ) 中期の段階

この時期は、ますます自己中心的な生活になり、怠惰と思われるような状態になる。担任が訪問してもなかなか会ってもらえないこともある。しかし、たとえ会えなくても、週1回程度の家庭訪問は、本人、保護者にとって大きな意味があると考えられる。担任の思いが、本人の心に届く方法を考える必要がある。

(ウ) 後期の段階

この時期になると、本人は少し無理をしてでも学校に行ってみようと思うようになる。しかし、再登校することは、非常に不安が大きいものである。本人が元気になったからといって、すぐに早急な回復を願ったり、極端に強い登校の働きかけを行ったりすると、再び自分の殻に閉じ込めてしまうことになる。

この時期は、担任が本人の援助者として重要な役割を果たすようになる。今までの対応以上にきめ細かい配慮と気遣いが必要になる。

○ 学級・ホームルームでの指導

欠席することを、本人に問題があると捉えたり、逃避していると捉えたりすることがないように、次のような事項を指導しておく必要がある。

- ・学校に行きたくても行けないという状況で、本人が一番苦しんでいること。
- ・必要に応じて級友の協力が必要であること。

○ 本人への配慮

不登校の児童生徒は、登校の働きかけに敏感で、担任と顔を合わせること自体に登校の働きかけと受け取る場合がある。また、人間関係に自信を失っていることが一般的である。

したがって、担任は、児童生徒の状態の変化を見ながら、担任自身ではなく仲のよい級友を遊びに行かせたり、グループを増やして訪問させたりするなどの援助を行う方法もある。

さらに、再登校時のさり気ない迎え方や、保健室への登校なども考えておく必要がある。

○ 再登校し始めたときの配慮

再登校し始めた頃は、少しずつ頑張らせることが大事である。無理に頑張って1、2週間続けて登校し、疲れて寝込んでしまうこともよくある。

リハビリを急激に行うと体調を崩してしまうこともあるため、本人の再登校における心のコントロールを援助していく担任や学校全体の細やかな配慮が何よりも大切になる。

(11) インターネットや携帯電話・スマートフォンなどに関する指導

インターネットや携帯電話・スマートフォンなどの普及が急速に進み生活が便利になる一方、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、「ネットいじめ」が起こるなど、新たな問題が多発している。このような状況の中、情報社会で安全に生活するための知識や、態度を学ばせる情報モラル教育の充実が強く求められている。そのためには、教員自身がしっかりとした情報モラルの知識と指導能力をもつことが必要である。

① 情報モラル教育の五本柱

- ア 情報化社会の倫理
- イ 法の理解と遵守
- ウ 安全への知恵
- エ 情報セキュリティ
- オ 公共的なネットワーク社会の構築

② 被害者にならないために

児童生徒を不用意にネットワークに参加させることは、予想もできない危険にさらすことになりかねない。児童生徒が、安易に個人情報を書き込んだり、安易にアクセスすることがないように、日頃からあらゆる機会を捉えて指導しておく必要がある。また、家庭と連携して児童生徒の利用実態を把握し、家庭でのルールづくりを勧めることも大切である。その際、インターネットやスマートフォンなどの利用を視野に入れた指導はもちろんのことであり、フィルタリングの推奨も欠かせない。万が一問題が起きた場合には、すぐに身近な大人に相談するように指導しておくことも重要である。

③ 加害者にならないために

匿名性が高いことを理由に規範意識が薄らいだり、インターネットだからという軽い気持ちでモラル違反の行為をしがちであるが、それが犯罪にまでつながるおそれがあることを自覚さ

せる必要がある。情報モラルも日常生活におけるモラルと、もちろん同一のものであり、「人としてのモラルに反する行為」は、絶対に許されないことを生徒指導や道徳科の時間、学級活動などで指導することが大切である。「ネットいじめ」は、重大ないじめ問題であるので、絶対に許さないという姿勢で対処しなければならない。

<参考（引用）文献>

- ・（※１）児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－
（報告） 平成19年7月 教育相談等に関する調査研究協力者会議（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1369810.htm
- ・（※２）「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
- ・徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（改訂版）
（平成29年11月 徳島県・徳島県教育委員会）



（※１）



（※２）

<資料>

※徳島県立総合教育センターのWebサイトリンクリスト内「いじめ・不登校対策課」から、下記の資料がダウンロードできます。

徳島県立総合教育センターWebサイト

<https://i-fu-taisakuka.tokushima-ec.ed.jp/>

「リンクリスト」をクリック → いじめ・不登校対策課

→ 各種マニュアル等ダウンロード



【二次元コード】

◎生徒指導に関する資料

- 01_徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（改訂版）
- 02_こどもたちを“いじめ”から守りぬくために
- 03_信頼される学校づくりのために
- 04_子どもに携帯電話を持たせるならのリーフレット
- 05_児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル
- 06_ネットいじめ・トラブル防止啓発資料 これほんまにいけるで？（小学生用）
- 07_ネットいじめ・トラブル防止啓発資料 これほんまにいけるで？（中高生用）
- 08_いじめの重大事態対応チェックシート
- 09_ネットいじめ・トラブル防止啓発資料（保護者用）
- 10_ネットいじめ・トラブル防止啓発資料（児童・生徒用）
- 11_ネットいじめ・トラブル対応事例集（教職員用）
- 12_段階別不登校対応ハンドブック（改訂版）
- 13_不登校対策リーフレット
- 14_不登校対策リーフレット【教職員用】の活用
- 15_3S連携活動事例集